

関係事業者団体における労働災害防止の取組について（要請）

平素より、労働安全衛生の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京労働局におきましては、第13次東京労働局労働災害防止計画（平成30年度からの5か年計画）に基づき「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとする官民一体となった労働災害防止に向けた取組を推進しております。

一方で、管内の労働災害の発生状況をみると、休業4日以上死傷者数は、平成21年を底として、増加傾向にあります。

特に、平成30年は11月末時点で前年同期比687人（9.0%）増加し、10年ぶりに年間1万人を超えるおそれがあります。

労働災害の増加には、様々な背景があるものと考えられます。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に起因する建設需要の増加や経済の活性化もその一因と考えられます。一部の業種で就業人口の増加に伴って労働災害の増加が見られる一方で、人手不足や労働力の高齢化に伴う災害の増加も懸念されます。

しかしながら、いかなる経済情勢であれ、労働災害は本来あってはならないものです。労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、業界全体が健全に発展し続ける上でも、大変重要なことです。

翌年は、第13次労働災害防止計画の2年目として、増加する労働災害を減少に転じさせたいと考えております。

関係事業者団体におかれましては、労働災害防止に係る下記の取組を実施し、会員事業場に対する指導・啓発を実施していただきますよう、要請いたします。

記

1. 年末年始における取組

平成30年は、特に1月に冬期特有の労働災害が増加したことから、年末年始にかけて、冬期の労働災害防止を傘下会員事業場に呼びかけていただくこと。

2. 次年度以降の継続した取組

事業者団体として、業界内における労働災害防止のための取組を強化し、次年度以降継続して実施することを検討いただくこと。

平成30年12月21日

厚生労働省東京労働局長 前田 芳延